

一言、モノ申す

紀州のドンファン……愛犬の急死は、その断末魔からして明らかに中枢神経の過亢進症状であり所謂「覚せい剤関与による」効果である。しかし愛犬より覚せい剤は認められないとのことだが覚せい剤やその他危険薬物の検出には大変注意しなければならない事項が存在する。それは定性検査でのカットオフ機能である。

つまり微量な場合、このカットオフ以下の数値の場合、たとえ覚せい剤が存在しても陰性と判定される。わが教室では GC(ガスクロマトリー)と MC(微量分析法)の両方で分析しているので、たとえ腐敗が有ろうと抽出液から、たとえ微量であっても検出可能である。警察発表は通常その対策本部が設置されている副署長が行うが実際、ただ伝えるだけで今回などはカットオフという言葉も知らないと考慮される。やはり我々法医のプロが最初から最後までフォローアップしなければ、どんだんラビリンスに入り結局、推定無罪となり、誰かが、ほくそ笑むのである。この事件も最初、検案で終了傾向にあり事件ありきでは無くつまり施行された解剖は行政解剖であり検察官関与で裁判所の令状を要する司法解剖で無い。

警察の捜査が後手後手に回るのは必至である。

私は愛犬から覚せい剤が無しと聞いたがでは何故愛犬が狂い死になったのか我々法医のプロなら人であれ犬であれ、それでは原死因は何かまで特定に走る。私には他人事であるが今回の事件で非常に学ぶことができました。一言で言うと全ての事業に共通するが「予見」ができない人物が係ると事件を呼び事態を悪くすることを・・・・・・・・

近畿大学医学部法医学教室  
教授 巽 信二